

【テーマ】

いつまでも住み続けられ、平和で人間らしい暮らしができ

①自分の意思により自由に考え発信し行動できる地域社会

②貧困や格差による困難を解消し、幸福に暮らせる地域社会

③参加・協同による住民自治が確立された地域社会、のため

に国の責任と施策の充実を求める。

1. 日程（集合15分前。交渉前に個別課題他打合せを行う）

①10時～11時30分 農林水産省

（本館地下1階、経営局A・B会議室、ドア番号：本007-1、本007-2）

本館正面玄関から入りエレベーター横の階段で地下1階に

②10時～11時30分 国土交通省（3号館1階共用会議室）

合同庁舎3号館通用口（外務省側）に集合し、省から入館証を受け取る
遅れた場合、警備員に要件と代表（神沢）を伝え入館許可書を記入する
退館の際は、全員そろって、入館証を玄関で警備員に返却する。

③10時～11時30分 経済産業省（別館8階843会議室）

④10時30分～11時30分 法務省（1階共用応接室）

⑤13時～14時30分 文部科学省（東館5F4会議室）

集合2階玄関ホール。職員とともに、入館。

⑥13時30分～16時 厚生労働省（1階共用第4・5会議室）

（雇用開発60分、地域福祉45分、老健45分）

区分ごと職員入れ替え。入館にあたって特に手続きは必要としない。

⑦申し入れ 外務省（15:00 人権人道課） 防衛省（16:00 地方協力局）

①政府要求に対する基本的な立場と共通要求（該当箇所に対する回答を求める）

- 1, 国民主権や戦争放棄、生存権をはじめとする基本的人権を明記する日本国憲法の尊重・擁護の立場から、国民の「貧困と格差、不平等」を拡大する政策の抜本的見直しをはかり、消費税増税ではなく社会保障の充実など人間らしい生活のできる条件を整備されたい。

- 2, 政府が交渉を進める T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）は、関税と非関税障壁の撤廃を原則としている。これにより農業への壊滅的打撃にとどまらず、医療、金融、共済、労働、公共入札、食の安全など、国民生活のあらゆる分野に影響が及ぶ。国民が営々と守り育ててきた日本的慣行やシステム、諸制度が弱肉強食のアメリカ型に置き換えられる。T P P 交渉からの撤退を強く要求する。

- 3, 大震災・原発災害からまもなく 3 年を迎える。被災地では復興に向けて懸命の努力が続けられているが、生活と生業の再建は遅々として進んでいない。原発事故は政府が言う「収束」の見通しも立たず、放射能被害が拡大している。被災地に住民が戻り、暮らし続けていける地域としての復興を強く求める。

原発対策については、断層などによる震源地域で特に大事故が予想される原発や稼働年数の長い原発は即座に停止し、すべての原発再稼動を行わず、廃炉に取り組むこと。あわせて、自然エネルギー利用の拡大、普及に取り組み電力の安定供給をめざすこと。原発の輸出は直ちに禁止すること。これら原発依存を改め、将来にわたって原発による放射能汚染から住民を守る政策を確立されたい。

- 4, 同和対策に係わっては、02年3月末の特別法失効後12年を迎えるが、一般対策に工夫を加えた諸事業は、実際的には旧同和地区が対象であり同和対策の延長となっている。同和問題の解決に有害であり社会的交流を疎外する諸施策の全面的廃止をはかられたい。

(1) 農林水産省

1, TPP (環太平洋戦略的経済連携協定) は、「例外なき関税ゼロ」を大原則にしている。TPPに参加すれば、農産物の輸入は完全に自由化され、食料自給率は13%まで低下する。交渉9カ国が発表したTPP「大要」では、「商品・サービス貿易や投資への関税や障壁を撤廃する」と明記され、後から参加したカナダ、メキシコは「すでに合意した条文はすべて受け入れる」ことが条件にされた。TPPに参加しないことが、食料自給率を向上させ、農林漁業と農村を再生させる道である。しかもTPPに参加すれば、農林水産業やその関連産業で約350万人もの就業機会が奪われると試算されており(農林水産省)、「成長戦略」どころか、雇用と地域経済、内需に大打撃となる。政府の反対姿勢を明確にされたい。

すでに、アメリカとの「事前交渉」などで、輸入牛肉のBSE(牛海綿状脳症)対策、輸入食品・農産物の検査、遺伝子組み換えなどの食品表示、残留農薬や食品添加物の規制などの大幅な緩和が迫られているが、国民のいのちを守る立場から、安易な妥協は許されない。完全撤退を強く求める。

2, 食糧自給率向上のための予算を拡充すること。価格保障・所得補償抜きで生産調整からの政府徹底は、安心して農業に励める施策に逆行する。米の再生産が可能となる60キロ16600円以上の米価保障のための施策を求める。山村地域の基幹産業として日本の林業・木材産業の再生をはかるために、外材依存体制を転換し、地域の実態に即した産地づくりに取り組まされたい。

「環境税」の使途に、CO2吸収源対策を位置づけ、森林整備による地球温暖化対策の実効性を高め、資源循環型の林業—木材産業の振興に必要な財源を確保されたい。

漁業の生産コストに大きな比重を占める燃油について、現在、時限立法で措置されている減免措置(軽油引取税など)を恒久化されたい。

3, 営農集団などが行う地域の特産品生産・流通・販売に対し、各種の制度などを活用するなどして援助をされたい。

(2) 国土交通省

- 1, 住まいは人権の立場で公営住宅の比率の高い地域での継続的な街づくり発展のために、年齢、階層などバランスのとれた都市計画、各種の振興策を実施すること。そのために、親から子への入居権の継承や地域の実状にあう入居基準にされたい。
- 2, 若年や高齢者の単身世帯が急増している。民間賃貸アパートなどに入居者に対して家賃補助をつくられたい。また公営住宅に単身世帯が入居できるよう制限の撤廃を求める。さらに入居に当たっての身元保証人制度は自治体などが援助できるようにされたい。
- 3, 公営・改良住宅の改善および建て替えを円滑に促進するために、国の補助率や補助単価を大幅に引き上げられたい。また空き室の公募を自治体に徹底されたい。
 - (1) 公営・改良住宅の管理について、もとより公平性・公益性のない地元管理委託はただちにやめること。また、改良住宅における応能応益は65%の進捗であるが、公営入居者との公平を徹底する上からもさらに指導を強められたい。その際に、近傍同種などという「応益」が「公営性」を損ね、異常な家賃形態になっている所もある。住まいは人権に関わる問題である。「公営性」にかなう家賃体系、上限を設定し、一方では不適正入居や家賃不払いを是正されたい。
 - (2) 不良住宅を改良する目的で建てられた公営中高層住宅は築40年から50年を経過し、老朽化がすすんでいる。また、入居者も高齢化がすすみ、エレベーターの未設置などバリアフリーも遅れている。その一方、若年層は地域外へ流出するなど、地域づくりをすすめていく上で大きな障害となっている。公営住宅を維持し世代交流ができるよう工夫されたい。
- 4, 高齢化の進んでいる地域では、地域内交通の不便さが指摘されており、コミュニティバス、移送タクシー等による地域の足の確保が求められている。国として大幅な助成制度をつくられたい。
- 5, 住宅新築資金等貸付事業に伴う償還推進助成事業（要綱 2006年8月国住整備38-2号）については、限度額を引き上げるなど充実をはかるとともに、財源は国の負担とし、償還完了まで実施されたい。また、実質的に返済が不可能な、「本人死亡」「行方不明」「債権放棄」にかかる滞納債権については、全額国で負担措置されたい。また債権回収マニュアルの簡易版を作成されたい。それから貸付金滞納状況（各県別）の資料を示されたい。
- 6, 超高齢社会の到来のもとで高齢者専用賃貸住宅などのサービス付き高齢者向け住宅の意義は重要性を増しているが、今後の補助金制度の見直しなどを具体的に明らかにされたい。

(3) 経済産業省

- 1, 国民に大增税をもたらす、所得税の各種控除や課税最低限の引き下げをやめること、特に金融危機に関わり消費税の税率を引き上げず、果敢に引き下げをはかられたい。消費税に係わり食料品をはじめ生活必需品は、ただちに非課税にされたい。
- 2, 同和高度化資金の貸し付け及び償還状況を県別に明らかにし、返済指導と不正排除の徹底をされたい。
- 3, 高額図書の購入強要、指名入札への参画、工事請負への参入など「えせ同和行為」がいまだ横行している。省が把握している現状を明らかにし、行政・企業に対する指導と啓発の強化をはかられたい。
- 4, 靴・履物産業の振興をはかるため、製品に関する科学的な研究の確立と充実をはじめ、中小零細業者に対する新製品・デザイン開発、技術の向上と継承、技術者・人材育成、国際見本市への参加、官公需や輸出を含む販路の拡大など、大幅な予算措置をとって実効ある具体的対策に本格的にとりくむこと。

(1) 皮革産業振興対策事業を大幅に増額するとともに、地方に対する国庫補助について特段の予算増額措置をはかること。

(2) 包括的に「貿易障壁」をすべて撤廃しようとするTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）への参加は、日本の農業、漁業をはじめ地域経済を破壊するものであり、これへ全面参加によって340万人の雇用が失われることを農林水産省ですら試算している。またTPPへの参加は我が国の有力な地場産業である靴・履物産業を存亡の危機に追いやるものである。政府はTPPへの交渉参加を断念すること。

(3) 産業を守り、働くものの仕事確保をはかるためにも、革靴の輸入自由化に反対し、WTO協定の改定について提起し、WTO協定の「セーフガードにかんする協定」を発動して革靴の輸入数量の制限をはかること。また、そのための「実態調査」にただちに着手すること。

(4) 現行の関税割当（TQ）制度の維持・強化を断固はかるとともに、これ以上の革靴の大量輸入を防止するあらゆる積極的な措置をとること。当然のこととして、二国間等の自由貿易交渉や貿易自由化交渉ラウンド協議においても、労働団体を含む関係業界団体に対する情報提供をすすめるとともに、現行制度の維持・存続と輸入枠の拡大抑制のための強力な主張を展開して、

これを断固守りぬくこと。また、国内で審議・決定される関税割当基準数量については、今年度の実績をふまえ、今後一切拡大しないこと。また数量についての科学的かつ明確な根拠を示すこと。

- 5, 東日本大震災の被災地の復旧・復興、被災者の生活と生業の再建にむけた予算を拡充し速やかに執行されたい。
- 6, 東京電力の福島第一原発事故の原因を解明すること。各原発における放射性ガス漏れの実態をどう認識しているか。また汚染水漏れが深刻化する福島第1原発の早急なる防止策の実現をはかること。「原発ゼロ」の国民の願いを受け止めて全国の原発の再稼動を容認しないこと。
- 7, 原発の放射線漏れにより、累積10ミリシーベルトを超えると、放射能障害（肺がん、肝がん含めて）は国民の一般死より高い比率で死亡が増えている。このことは明らかに労基法違反である。各電力会社にどのような指導をおこなっているのか。企業の責任を明らかにされたい。

(4) 法務省（人権擁護局）

- 1, 「国内人権機関」について、以下の点を求める。
 - ①国連パリ原則に沿った、独立性と実効性が確保されるものにする
 - ②人権委員会は権力や大企業による人権侵害のみを強制的に救済できるようにする
 - ③言論・出版の自由に係わり定義があいまいで規制につながる「誘発・助長」などは法の目的からはずす
 - ④人権擁護委員の国籍条項をなくす
 - ⑤国民の権利実態をふまえ、法律の必要性などそもそもからの議論が行えるようにする
 - ⑥国連に対し日本国内での議論の正しい情報提供を求める（添付、国際活動日本委員会のカウンターレポートより）。

2, 人権擁護機関の充実・強化を図りたい。

- ①機関の国民への周知徹底、②職員数の増員と専門性の強化、③委員制度の形骸化、名誉職化、高齢化などを改善するために財政的保障も含めた選出方法の抜本的な改正、を図りたい。

また、人権侵犯に対する判断に不服がある場合の申し立て手続きの創設、②申請者の申請権の明示、調査結果の回答義務や決定理由の明示義務の明確化、申告者と被申告者の同席による意見陳述の提供など、人権侵犯処理規程の見直しを図りたい。

人権侵犯処理に係わり、学校でのいじめ事案で私学への対応はどうなっているのか。公立私立を区別せずに人権問題として対応されたい。

3, 愛知県警の幹部らの戸籍謄本が不正に取得された事件以降、市役所、職安などの関係者が探偵業者に個人情報漏らし報酬を得るなど悪質な事件が広範囲に見られる。不正取得防止の徹底をはかること。

4, 同和問題の解決にあたり、政府審議会や協議会は様々な検討結果を「意見具申」等にまとめてきた。とりわけ1986年「意見具申」は、行政の主体性欠如や啓発に適さない糺弾、エセ同和行為など何が問題の背景にあるかを明らかにしたが、そこで示された観点は今日でも有効であると考えが如何か。解決を阻害している今日的要因をどのように認識しているか。さらに特別法終結以降、人権啓発の効果や課題についての理解を示されたい。

この間の話し合いで、同和問題の現状について、人権啓発パンフレット「心ひらこうー同和問題はいま」は、人権侵犯処理のなかでの割合や中味の変化を示さず、解決へと前進している婚姻などの変化した数字もあげず、世論調査に見られる「いまだ残る差別意識」、実証に欠ける「結婚や就職の差別」を記述するなど、かえって誤った理解を広げ啓発不信を招きかねない。是正

をセンターに求められたい。

さらに、今日における「同和問題に関する国民の差別意識」についてどのように認識されているか、また自治体への研修にあたって留意している点を明らかにされたい。

(資料 全国人権連も加入する国際活動日本委員会が 2013.7 に国連に提出)

1, 公正で独立した国内人権機関の設置を (自由権規約政府報告検討を前に)

A 結論と提言

政府は、早急にパリ原則に従い、以下のような性質内容を有した国内人権救済機関の設置をすべきである。

(組織運営)

- * 予算、人事、運営について政府権力から独立していること
- * 市民やNGOと偏頗なく交流し、その意見を公正に反映させた運営、活動が可能であること
- * 既存の組織 (法務省の人権擁護委員制度) の横滑りの活用ではない全く別の機構をつくること

(権能)

- * 公権力による人権侵害について、調査・勧告の権限をもつこと
- * 政策提言能力をもつこと

(内容)

- * 人権侵害の定義が明確になされること
- * 人権侵害の対象行為については、萎縮的効果をもたらすような過度に広汎な内容や曖昧な内容を含まないこと

(手続き)

- * 人権救済手続きにおいて適正手続きが保障されること

B 自由権規約委員会による総括所見 (2008年10月) C項9号

「9 委員会は、締約国が未だ独立した国内人権施設を設立していないことを懸念する。(第2条) 締約国はパリ原則 (総会決議48/134. 付属文書) に従い、締約国により受け入れられた国際的な人権基準を網羅する広範な委任を行い、公権力による人権侵害に対する訴えを検討し行動する能力を持った政府機関ではない独立した国内人権施設を設立せよ。また、この施設のために十分な財政的および人的資源を計上せよ。」

C 第6回日本政府報告書 (2012年4月) の記述

「第1部 一般的コメント

2 新たな人権救済機関の設置については、救済対象とすべき人権侵害の範囲、人権救済機関の独立性の担保方法、その調査権限の内容等について様々な議論があるため、現段階では、新たな人権救済制度に関する法案を再び国会に提出

するには至っていない。我が国としては、政府からの独立性を有する国内人権機構の創設を重要な課題と位置づけており、機構の創設に向けて、必要な準備を続けていきたいと考えている。」

D 意見

1 内閣は、2012年11月9日に、人権委員会設置法案を国会に提出した。しかし、1週間後の11月16日に国会（衆議院）が解散され、法案はたった7日間で廃案となった。2012年法案は、2002年に人権擁護法案が提出され、2003年に廃案になって以来、ようやく10年ぶりに提出された国内人権機関設置に関する法案であった。2003年に人権擁護法案が廃案になって7年間は、政府は国内人権機関設置について具体的な動きを示さなかった。ところが、2010年、2011年と、法務省が人権救済機関設置問題についての中間報告や基本方針を発表し、日本国内では、これらの内容をめぐって賛否さまざまな意見が交わされた。そして、2012年に法案が提出された。しかし、法案が提出されたということで政府を評価することはできない。内容は以下のとおり問題があったからである。

2 2012年法案の内容は、なお以下の点が不十分であった。

(1) 同和問題の残滓を感じさせる側面があること

i 法案2条1項は、「人権擁護の基本原則」として、「何人も、特定の者に対し、不当な差別虐待その他の人権を違法に侵害する行為をしてはならない。」と掲げ、「不当な差別その他」を最初に掲示している。

ii また、法案2条2項は、差別助長目的、差別誘発目的で特定の行為をすることを禁じている。ここでも「差別」が念頭に置かれている。

iii このように法案は、その主眼は差別禁止法案であって、人権侵害全般を対象とした法ではない、と理解せざるを得ない内容となっている。しかし、差別が第1位の人権侵害であるといった立法事実はどこにもない。

たとえば、2012年4月の第6回政府報告書には既存の人権擁護機関の人権侵害事例の統計が挙げられているので見て欲しい。そこでは、暴行虐待22パーセント、住居生活の安全18パーセント、強制強要16パーセント、学校におけるいじめ13パーセントとなっている。差別事案の割合は上げられておらず、それは差別事案を第一に取り上げるだけの数はないことを物語っている。

iv それにもかかわらず、法案が「不当な差別」「差別助長」「差別誘発」と差別を特に取り上げるのは、この法案が提出された背景に、差別問題に関する日本の特殊な不幸な過去があるからである、と推測せざるを得ない。

すなわち、かつて日本国内にも残されていた封建的差別の解消（以下、同和問題という）に関して、同和問題の名のもとにかえって人権侵害が繰り返されたという歴史的事実がある。同和問題については、その解消が必要なことは衆目の認めるところであった。それゆえ1969年以来特別立法が繰り返され、同

和地区及びその住民に対して、経済的優遇施策がとられ、生活環境の整備と人権啓発活動がなされてきた。それにより、同和地区及び住民の生活水準が向上し、差別意識も改善されて、2002年3月に特別施策は終結した。

ところが、この過程において、一部の同和団体やその支援者が、市民のささいな行為を差別行為としてとりあげ、差別者の烙印をおし、差別したとされる者に対して反省を迫るという名のもとに、暴力、監禁、侮辱、強要、いやがらせ、不利益取扱等の甚だしい人権侵害が繰り返されるという事態が生じた。

また、一部同和団体と行政が癒着して、地方行政の経済的な健全運営が長期にわたって妨げられた。

これが歴史的事実である。

この歴史的事実を経験した者が、法案が差別を第一の対象行為としているのを見ると、これは国内人権機関という枠組みで、かつての差別糾弾による人権侵害が再来し、差別禁止の名の下に被差別者側の専横を正当化するものになるのではないか、という警戒感をぬぐい去ることができないのである。

v そもそも、国内人権機関は国際的にはパリ原則による設置要求という経緯があるが、日本国内においてはそれだけではない。同和問題に関する特別施策の継続を望む人々、すなわち2002年3月に特別施策が終結したことを快く思わず、行政からの利益を引き続き確保することを目的とする人々が、政治的圧力をかけることで、1996年に、同和問題に対する地域改善対策特定事業を一般対策としての人権教育啓発に再構成して推進するという内容の閣議決定を勝ち取ったのである。そして、その結果2002年の人権擁護法案が提出されたのである。

vi そのため2002年の人権擁護法案もさまざまな問題点を持っていた。それゆえ、反対意見も強く、廃案となったのである。

vii このように、国内人権機関を日本において設置するためには、同和問題の弊害が再燃しないための工夫を内包した法律を作ることが不可欠である。差別問題を第一とするのではなく、人権侵害全般を広く網羅しその解消を実現できる法律を作ることが必要である。人権擁護機関が人権侵害機関に転化しないために、過去の苦い歴史から、警戒し、本当に望ましい人権擁護機関を設置することが大切なのである。

viii しかるに2012年法案も前記のとおり同和問題の残滓への警戒を招くに十分であり、法案としては不十分であった。

政府は、同和問題と決別した法案を作るべきである。同和問題と決別した法案を作ったときには、国内人権機関が生まれる可能性は大きいのである。

ix 規約人権委員会に対しては、国内人権機関がなかなか設置されない背景にある日本の歴史的事実への深い理解を求めたい。同和問題は行政の施策関与を必要とする時期を終えており、同和問題に関して政府の関与を求める勧告は、日本の同和問題の弊害の歴史を十分にふまえておらず不適切であると考えられる。

日本政府に対しては、同和問題との決別を助言し、国内人権機関の設置につい

でも同和問題と決別していることが明示される形での法律を策定することを勧告していただきたい。

(2) 2012年法案は、人権救済機関を法務省の外局として設置しており、政府から独立した機関とはいえない。しかも、法務省は、刑務所や拘置所を管轄する省であるがゆえに人権侵害が多発しがちな省であり、その省の外局というのでは制度の実効性にも懸念が生じるのである。

3 以上のとおりであるから、政府が2012年法案を作ったことを、国内人権機関設置にむけて一定の努力したものと評価するのは尚早である。国内人権機関がなかなか生み出されない背景、すなわち、国民の中に根強く同和問題の弊害の再燃への懸念があること、を政府は理解している。理解しながら、同和問題への行政施策の継続を求める勢力とも決別できず、結局のところ不十分な法案を作っている。政府は、同和問題とは決別して、パリ原則の理念をのみ重視して、国内人権機関の設置へ向けて、努力してほしい。そのための提言として前記Aを掲げた。

(5) 文部科学省

1, 義務教育の国庫負担制度の維持、教職員定数の確保や給与水準の維持、給付制奨学金の創設、高校まで就学援助金を拡大すること、私学助成金の大幅増額（経常費の2分の1助成を早期達成すること）をされたい。

高校無償化の所得による制限を設けないこと。義務教育における準要保護児童生徒の就学援助の国庫負担金を復活させること。

また、学校施設の耐震化を促進するために、改築等の補助単価を実際の建築単価に見合うものにする。

2, 深刻な事態にある生徒・学生など青年の就職難に関わり、正規労働の拡大、統一応募書式の徹底、新規学卒者の求職確保、ニート対策などに十分な予算を確保されたい。

3, 児童生徒支援加配教員については、依然として人権（同和）問題を対象とした偏向配置になっていることから趣旨にそった適正な配置と、大幅な人員増をはかること。各都道府県別に配置人数の実績・今年度人数と予算を明らかにされたい。

4, 「人権教育」と称して、社会問題に対する理解や解決に向けた態度育成を学校教育の方針にし、運動団体との連携をマニュアル化しているところがみられる。教育の中立性の確保など審議会第1次答申の留意点や「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（2000年）第3条をふまえ是正指導を徹底されたい。

内心の点数化につながる「道徳の教科化」は止められたい。

5, 同和問題に関わる教科書記述について、児童生徒の発達段階を考慮し義務教育段階の教科書に記述すること自体の是非を検討するとともに、政治起源説や今日の研究水準を反映していない記述や各時代の中での偏重した記述、同和問題解決の到達点を無視した記述などを全面的に是正し、誤った理解が広がらないよう学習指導要領を見直されたい。

「差別発言」とされる用語を学校教育で教えて使うなどは矛盾している。義務教育段階では不要な賤称語記述と、それにもとづく学習指導はやめられたい（副読本も同様）。学校内で児童生徒が賤称語を用いた「言動」については、差別事象、差別事件化したりせず、校内で教育的解決をはかるよう徹底されたい。

旧同和地区の児童生徒を選別し「部落民宣言」を行わせる学校がいまだにみられるが、省の評価は如何か。

6, 国会の衆参両議院は2008年6月6日、それぞれ「アイヌ民族を先住民

族とすることを求める決議」を全員一致で採択した。省は国会決議を活かし、アイヌ民族関係者で高校・大学に進学する者への奨学金は給付とし、全国どこでも受けられるよう行政が責任をもち、早期に実施すること。現在の審議・具体化はどこまで進んでいるのか。

7、政府をはじめ全国の教育委員会が障害者の法定雇用の達成と最賃以上の賃金が確保できるよう指導を徹底されたい。

8、内心の自由に踏み込む「日の丸・君が代」の教職員、児童生徒学生、保護者に強制しないこと。

9、20万件といわれる、いじめの問題で法制定や指導通知がなされたが、ゆとりのない学校や教育内容を抜本的に見直さなければ減らすことはできない。大津の教訓をどのように受け止めているか明らかにされたい。

10、学力テストは、子どもや教師、学校の競争と選別を促すのみで何ら得るべきものはない。しかも学校別結果公表は点数競争をさらに激しくし、教育をいっそう学力テスト対策偏重でゆがめ、豊かな学力の形成を妨げる。テストのとりやめと公表の中止を強く求める。

11、高等学校の中途退学・進路変更等の実態調査は2003年度（平成15年）以降、中断しているが、昨今の社会情勢の激変から公私立学校での中途退学・進路変更者が調査時よりも増加の傾向にあると想定される。よって中断している同調査の再開を要望する。

(6-1) 厚生労働省（雇用開発課）

- 1, 派遣労働者の違法な首切りをやめさせ雇用の継続と、暮らしが成り立つよう最低賃金を1000円に大幅に引き上げることを企業に要請するとともに、雇用保険給付期間の延長、訓練事業の拡充、訓練手当の増額、就業の安定と労働者の資質向上のための関連制度の充実をはかられたい。

特に若年層の過労死や精神障害の増大は、正規・非正規問わず、過酷なノルマと異常な残業、不出来の場合は自己責任を迫りし休職に追い込むなど労働者使い捨ての実態が反映している。いわゆるブラック企業の規制をはじめ労基署は十分な相談体制をとること。

- 2, 就職応募者の人権を保障し、公正・合理的な採用システムの確立について、すべての企業に対し、「統一応募用紙」の精神を遵守し、身元調査、思想・信条調査、縁故採用、身元保証をはじめいっさいの就職差別・人権侵害を根絶するよう指導を徹底すること。

昨年の「就職差別につながるおそれ」の内容と件数を明らかにされたい。また、新規卒業者に対する募集取り消しや採用内定後の一方的内定取り消しの根絶、「不安定就労者」の定義を明らかにするとともに、不安定改善のための施策を整備すること。

さらに「選考採用委員」手帳における資料では同和偏重をあらため憲法条項を周知すること。

- 3, 女性の経済的自立はきわめて困難を強いられている。正規の女性労働者は、能力主義・成果主義が導入された職場で、男性なみの長時間過密労働をしながら、賃金は男性の66.8%、女性管理職の比率はわずか9.9%で、セクシャルハラスメントの告発もあとを絶たない。ジェンダー平等に係わり国際的評価も依然低いままである。抜本改善に取り組まれない。

- 4, 隣保館経由の雇用保険適応日数上乘せ制度は、同和対策の延長制度である。即刻廃止されたい。なお、昨年度の実績を各県ごとに明らかにされたい。

- 5, 障害者の法定雇用の達成と最賃以上の賃金確保を徹底されたい。

- 6, ILO第83回総会で採択された第177号条約（通称・家内労働条約）について、条約に賛成した政府の立場・責任からも早期にその批准をはかること。

また、次の具体的対策と措置を緊急におこなうこと。

- (1) 家内労働者の賃金、仕事の打ち切りなどの労働条件、失業時の休業補償などの社会保障をはじめとする労働者としての最低限の権利確立のため、現行家内労働法を抜本的にただちに改正すること。また、必要な新法の策定に

むけての検討と関係する現行法の改定をただちにはかること。

- (2) 家内労働者の低工賃と長時間労働の解消や権利の向上、社会保障の拡充、労働諸条件の最低限の権利の保障などの実現のため、大幅な財政措置をとまなう抜本的対策を実施すること。
- (3) 特に、家内労働者のための休業補償制度と未払い工賃の立替払制度を確立すること。また、労働者災害補償保険法の家内労働者特別加入制度の掛金を下げること。
- (4) これらの推進のために、日本国内の家内労働者の組織との協議の場を正式に設置し、とりくみの具体化をはかること。

(6-2) 厚生労働省（地域福祉課）

- 1, 母子対策関連事業（旧家庭支援推進保育事業）の各都道府県別実績（対象保育所数）と来年度の予算内容を明らかにするとともに、旧同和地区偏重の保育師加配は根拠が明らかではなく社会的交流を妨げている。即刻廃止されたい。

また、「人権保育」と称する極端な放任主義や過度な特別扱いを内容とする「解放保育」の実態を調査し偏向保育をやめさせること。さらに、保護者の自己責任と市場ルールによる「子供・子育て新システム」をやめること。

- 2, 「部落解放団体」支部事務所を抱え、「住民の自由な社会的交流の場にふさわしくない実態」にある隣保館の所在を明らかにし、公益に反するこれら施設への補助を停止するなど公平中立な管理と運営にむけた指導を徹底されたい。

同和問題解決の到達にたち、隣保館が行う、旧同和地区を前提にした、相談や交流に関する国補事業は廃止し、市民が自主的に学習・交流できる施設に設置要綱や基本・特別事業も含め大幅に見直すことが、自然な地域交流の促進につながる。広域隣保も含め全面的な見直しをされたい（なお、広域隣保の各県別補助数と金額を示されたい）。

- 3, 生活保護制度は、憲法25条が保障する生存権に係わる重要な制度である。国民の権利である申請権にもとづき、無条件で申請を受理すること。また母子加算や老齢加算を復活するとともに、職業訓練を支給条件とする「自立」の強制をやめ、暮らしが成り立つ金額へと大幅に引き上げること。さらに扶養義務の押しつけはやめること。

(6-3) 厚生労働省（老健局関係等）

- 1, 介護保険給付区分の見直しをやめられたい。また利用抑制につながる利用者負担の増額もやめ、介護保険制度の保険料や利用料の減免制度について、各地の実状をふまえ国の制度として拡充・整備を検討されたい。
- 2, 介護保険報酬の引き下げは事業所の倒産や労働者の賃金を大幅に引き下げ、人材の枯渇を生んでいる。
 - (1) 介護・福祉職場の人材確保と処遇改善のため単価アップをはかられたい。
 - (2) 介護職員処遇改善加算金の対象をすべての職員に拡大されたい。また、利用者に負担をかけずに加算金を継続、増額の対策を講じられたい。
 - (3) 障害者関係でも給付費抑制をせずに、せめて従前の体系に戻されたい。
- 3, 岡山市から「自立支援給付」として月249時間の重度訪問介護を受けていた方が、「65歳になったから介護保険に移行しなさい」として岡山市から自立支援法の介護給付を拒否されたケースがある。国の考えは「自立支援法の支給の際には様々な事項を考慮せよ」として一律的機械的な対応を戒めていると受け止めて良いのか。県や市を指導されたい。
- 4, 年金受給権を尊重し、安定した年金運営の確保などで支給年齢の繰り上げや給付額の実質的切り下げをしないこと。豊かで安心できる暮らしを満たすために満額支給の年齢は60才にし、年金の支払いは隔月を止めて毎月支払うこと。

非正規労働者が増える中、無年金者の増大、生活破綻を生まないために最低保障年金制度を創設されたい。
- 5, 国保税の都道府県単一化（広域化）に反対である。また強制徴収や債権管理機構へまわすことなどをやめ生存権や人権を保障されたい。国保減免制度の拡充をすすめ、短期保険証・資格証明書の発行はやめること。後期高齢者の医療費無料と保険料滞納者に対する保険証のとりあげはやめること。後期高齢者医療制度を速やかに廃止し元の老人保険制度にもどすこと。低所得者でも入居できる特別養護老人ホームやグループホームなどの介護施設を増やし早急に入所待機者を解消すること。
- 6, 小規模多機能居宅介護事業所の設置を促すために、新設ならびにサテライト建設に対して国の補助金制度を創設することやケアマネージャー配置への行政支援を行うこと。

(7) 外務省・総合外交政策局（人権人権課）申し入れ

- 1, 公正で独立した国内人権機関の設置を（法務省資料と同じ）
（全国人権連も加入する国際活動日本委員会が 2013. 7 に国連に提出）

2, 「女性差別撤廃条約」の政府報告に関わる事項

「マイノリティの女性」をどう理解しているのか。もとより同和問題に関わっては、2002年3月末で国の特別法は終了したことから、女性は含まれないし、今日の同和問題解決の到達や政府の施策の現状からも「実態調査」は不能・不要である。

(8) 防衛省・地方協力局（地方企画室ほか）申し入れ

- 1, オスプレイ配備の撤回、基地のない平和な日本を求める

オスプレイ配備にかかわって日米両政府が、「飛行は人口密集地を避けること」などの「安全対策」を合意したにもかかわらず、それを無視した飛行が行われ、人口密集地・住宅地での飛行が常態化している。

しかも日本全土でオスプレイの低空飛行訓練が計画され、その訓練拠点として、岩国、キャンプ富士、厚木、横田、三沢など、全国の米軍基地を使用している。

オスプレイの配備は、「日本の防衛」とは何の関係もない。海兵隊の海外遠征による「殴り込み」任務を遂行するため、迅速に「敵地」に侵入して戦闘作戦を実施する「侵略力」を高めることがその目的である。低空飛行訓練を非常に重視しているのも、そのためである。海兵隊の「侵略力」を高めるために、沖縄県民と日本国民を危険にさらす、暴挙は絶対に許されない。

- (1) オスプレイ配備を撤回し、全国での無法な低空飛行訓練の中止をする
- (2) 普天間基地の無条件撤去する
- (3) 米軍による主権侵害・横暴・犯罪を抑えるため、日米地位協定の抜本改定を行うこと

- 2, わが国には、戦争直後の全面占領の時期に作られた米軍基地の大きな部分が全国に置かれ続け、いまだに132の米軍基地がある。日本の総面積の0・6%にすぎない沖縄県に米軍専用基地の74%が集中し、沖縄本島の面積の18%、県全体の10%を占めている。横須賀基地や横田基地のように、首都圏に広大な基地が置かれているのも、日本以外にない。

しかも、海兵隊と空母打撃群など、「日本防衛」とは無関係の「殴りこみ」部隊が配備され、ベトナム戦争、アフガニスタン・イラク戦争など、つねに侵略と干渉の戦争の根拠地とされてきた。

オスプレイ配備強行や相次ぐ米軍犯罪など、米軍基地と沖縄県民はじめ日

本国民との矛盾点はすでに限界点を超えた。さらに、憲法違反の集団的自衛権の行使による「海外で戦争する国づくり」など、地球的規模の「日米同盟」の危険な侵略的変質は、日米安保条約と日本国憲法がいよいよ両立しなくなったことを浮き彫りにしている。

安保条約をなくせば、米軍基地の重圧から日本国民が一举に解放される。在日米軍のために充てていた年間7000億円もの駐留経費と総評価額14兆円ともいわれる土地を、国民の暮らしのために使うことができる。

(1) 米軍基地の撤去を求める

3, 岡山県津山市における米軍機による土蔵倒壊事件について

2011年3月2日に起きた津山市上田邑の土蔵倒壊事件について、2013年4月30日付け「土蔵崩壊事件の「極少額の見舞金支給」の申し出に抗議し、撤回を求め、土蔵崩壊への早期補償を求める要望書」を提出し、申し出の撤回と早期に「土蔵と母屋など」を完全復帰(復元、倒壊前に戻す)させることを求める申し入れを行った。

それに対し、対応した中国四国防衛局業務課長は「本省に伝える」との旨回答をした後は、「2013年4月30日付けの申し入れへの正式な回答」もないたため、再度申し入れる。

(1) 直ちに、土蔵を元の姿に復元すること。

(2) 2012年1月31日に、「被害を起こした低空飛行について、米軍は、『日米合同委員会で決められた規則に従っていた』との見解を示す一方で、土蔵全壊の被害を米軍機の公務上の事故と認め、損害賠償する」ことを明言して、「事故は米軍機の訓練中のできごとであり、損害賠償をしたいので日米地位協定第18条5項の規定に基づいて損害賠償請求をしてほしい」との旨の申出により、「損害請求」に必要な書類を作成し提出した。支給を急ぐこと。